

こくぶんじ市民活動センター事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民生活部協働コミュニティ課において市民活動を支援するため実施するこくぶんじ市民活動センター事業（以下「センター事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(場所)

第2条 センター事業を行う場所（以下「市民活動センター」という。）は、次のとおりとする。

国分寺市戸倉一丁目6番地1 第3庁舎1階

(事業)

第3条 センター事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 市民活動団体に対する活動の相談及びコーディネートに関すること。
- (3) 市民活動団体間の交流及び市民活動団体との協働の促進に関すること。
- (4) 市民活動に関する研修会、講座等の開催並びに人材の育成に関すること。
- (5) 市民活動団体の活動の場及び設備の提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、国分寺市の休日に関する条例（平成元年条例第2号）第1条（国分寺市の休日）第1項に定める日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、国分寺市の休日に関する条例（平成元年条例第2号）第1条（国分寺市の休日）第1項に定める日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(センター長)

第6条 センター事業を行うためセンター長を置き、市民生活部協働コミュニティ課長をもって充てる。

2 センター長は、センターを代表し、センター事業を総括する。

(市民活動センターの利用)

第7条 市民活動センターを利用できるもの（以下「利用者」とする。）は、市民活動団体又は市民活動を行おうとしている団体若しくは個人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に活動拠点があること。
- (2) 非営利の活動であること。
- (3) 自主的に行う活動であること。

- (4) 個人の加入脱退について不当な条件を付していないこと。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としていないこと。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としていないこと。

(貸し出し用設備機器、会議室、掲示板等の利用)

第8条 市民活動センターの貸し出し用設備機器、会議室、掲示板等を利用できるものは、前条の利用者であって、次の各号のいずれにも該当する市民活動団体とする。

- (1) 不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした活動であること。
 - (2) 民間の行う活動であること。
 - (3) 定款、規約又は会則を有すること。
- 2 前項の貸し出し用設備機器、会議室、掲示板等の利用にあたっては、市民活動団体はあらかじめくぶんじ市民活動センター利用団体登録書により団体登録をしなければならない。
- 3 貸し出し用設備機器、会議室、掲示板等を利用する場合は事前に予約等を行うものとする。

(印刷機・複写機の利用)

第9条 印刷機・複写機の利用は、次の各号によるものとする。

- (1) 印刷機・複写機で利用する用紙は、市民活動団体が用意するものとする。
 - (2) 印刷機の利用は、一団体あたり年間120製版、印刷10000枚までとする。
 - (3) 複写機の利用は、一団体あたり年間250枚までとする。
- 2 印刷機の利用は、会議室の予約も合わせて行うものとする。

(掲示板等の利用)

第10条 掲示板等の利用は、別に定める申請書に広告類を添えて申請をするものとし、次の各号のいずれかに該当するものを承認する。

- (1) 市民活動センター登録団体の活動内容に関するもの。
 - (2) 市又は官公庁が主催する事業に関するもの。
 - (3) その他市長が認めるもの。
- 2 掲示板に広告類を掲示できる期間は1ヵ月とする。ただし、当該期間内には一団体が他の広告類を掲示することはできない。

(会議室の利用)

第11条 会議室の利用は、事前に予約をするものとし、一団体1日に4時間までとする。

(利用の制限)

第12条 市長は、市民活動センターを利用するものが次の各号のいずれかに該当する場合には、市民活動センターの利用を制限することができる。

- (1) 市民活動センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 市民活動センターの施設、器具等を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。

- (3) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市民活動センターの管理上支障があると認められるとき。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年10月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。